

輸入木材こん包材取扱要領（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 13785 号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 目的及び定義</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 この要領においては、貨物を本船から陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下（「海上コンテナ詰輸入植物等検査要領」（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通知）及び「航空コンテナ等積替確認実施要領」（昭和 58 年 9 月 26 日付け 58 農蚕第 5594 号農蚕園芸局長通知）に定めるところにより植物防疫官が検査有害動植物の分散のおそれのないものとして確認したコンテナにあっては、当該コンテナの開扉）を行ったときに輸入されたものとみなすものとする。ただし、当該要領の規定による積替えのための一時卸下は除くものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第 16 消毒を行う場所</p> <p>第 11 の処分による消毒を行う場所は、当該未消毒木材こん包材を輸入した規則第 6 条第 1 号に掲げる港若しくは第 2 号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所又は「輸出用木材こん包材消毒実施要領」に基づき認定された消毒実施者の所有する消毒施設とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒をしたい旨の輸送後消毒（<u>廃棄</u>）申請書（別記様式 4）の提出があった場合において、植物防疫官が検査有害動植物の分散防止及び消毒が完全に行われると認めるときは、これを行わせることができる。</p> <p>第 22 輸入認可証明書の交付</p> <p>植物防疫官は、輸入者又は管理者から、輸入認可証明書の発給の申出があり、次の各号のいずれかに該当するときは、木材こん包材輸入認可証明書（別記様式 7（イ））。ただし、第 2 第 2 項の申出があった場合にあっては別記様式 7（ロ））を交付するものとする。ただし、<u>植物等輸入認可証印</u>（別記様式 7（ハ））を押印した検査申請書の写しをも</p>	<p>第 1 目的及び定義</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 この要領においては、貨物を本船から陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下（「海上コンテナ詰輸入植物検査要領」（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通知）及び「航空コンテナ等積替確認実施要領」（昭和 58 年 9 月 26 日付け 58 農蚕第 5594 号農蚕園芸局長通知）に定めるところにより植物防疫官が検査有害動植物の分散のおそれのないものとして確認したコンテナにあっては、当該コンテナの開扉）を行ったときに輸入されたものとみなすものとする。ただし、当該要領の規定による積替えのための一時卸下は除くものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第 16 消毒を行う場所</p> <p>第 11 の処分による消毒を行う場所は、当該未消毒木材こん包材を輸入した規則第 6 条第 1 号に掲げる港若しくは第 2 号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所又は「輸出用木材こん包材消毒実施要領」に基づき認定された消毒実施者の所有する消毒施設とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式 4）の提出があった場合において、植物防疫官が検査有害動植物の分散防止及び消毒が完全に行われると認めるときは、これを行わせることができる。</p> <p>第 22 輸入認可証明書の交付</p> <p>植物防疫官は、輸入者又は管理者から、輸入認可証明書の発給の申出があり、次の各号のいずれかに該当するときは、木材こん包材輸入認可証明書（別記様式 7（イ））。ただし、第 2 第 2 項の申出があった場合にあっては別記様式 7（ロ））を交付するものとする。ただし、<u>植物輸入認可証印</u>（別記様式 7（ハ））を押印した検査申請書の写しをもつ</p>

って木材こん包材輸入認可証明書に代えることができる。

(1)～(3) (略)

第23 業務の移管

植物防疫官は、規則第13条ただし書の規定により自己の所属する植物防疫所以外の植物防疫所が検疫を管轄する場所に未消毒木材こん包材を輸送後に、その消毒又は廃棄を命令する場合は、あらかじめ、当該植物防疫所にその旨を連絡し、当該未消毒木材こん包材についての関係書類を一括して送付するものとする。

て木材こん包材輸入認可証明書に代えることができる。

(1)～(3) (略)

第23 業務の移管

植物防疫官は、規則第13条ただし書きの規定により自己の所属する植物防疫所以外の植物防疫所が検疫を管轄する場所に未消毒木材こん包材を輸送後に、その消毒又は廃棄を命令する場合は、あらかじめ、当該植物防疫所にその旨を連絡し、当該未消毒木材こん包材についての関係書類を一括して送付するものとする。

附 則

この通知は、令和8年5月25日から施行する。